

事業主各位

平成 28 年熊本地震による大規模な斜面崩壊に伴う迂回道路の利用等における 冬期の交通労働災害防止対策の徹底について

平素より労働安全衛生行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力をいただいておりますことに御礼を申し上げます。

さて、熊本労働局では、「平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による死亡者数を 15%以上減少させること」等を目標とした第 12 次労働災害防止計画を推進しているところです。

また、交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち 2 割以上を占め、また、運輸交通業に留まらず業種横断的に発生しており、労働災害防止上の重要な課題となっていることから、交通労働災害防止対策の推進が強く求められているところです。

今般、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所及び熊本県より、平成 28 年熊本地震による大規模な斜面崩壊により、熊本市から阿蘇方面への迂回道路となっているミルクロード等（県道北外輪山大津線～県道菊池赤水線）における冬期対策（以下「ミルクロード等の冬期対策」という。）について、別添 1 及び 2 のとおり公表しました。

つきましては各事業場におかれましては、従来から交通労働災害防止対策に取り組んでいただいているところですが、ミルクロード等の冬期対策及び下記の留意事項について、より一層、自主的かつ積極的な交通労働災害の防止に関する指導及び援助を実施していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 冬期における実施事項

交通労働災害は、月別では 12 月の発生件数が多い傾向があり、積雪や路面凍結の情報に注意するなど季節に応じた交通労働災害防止対策が必要であり、労働者の通勤途上の交通安全を含め、次の事項を重点として周知すること。

- (1) 他の車両からの視認性向上のために、早朝、夕方早めの点灯を励行すること。
- (2) 積雪や路面凍結等の情報について、交通安全情報マップ等を活用し、情報の共有を図ること。
- (3) 「急ハンドル」、「急ブレーキ」等の急な動作やスピードの出し過ぎに対する注意喚起を行うこと。

2 その他基本的な実施事項

「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 25 年 5 月 28 日基発 0528 第

2号)に基づいて、次の事項を重点として周知すること。

- (1) 交通安全教育の実施
- (2) 労働災害事例の提供や危険マップ（危険の見える化）、ポスターの掲示等による情報の共有化、安全意識の啓発
- (3) 危険予知活動等による日常的な安全活動の実施
- (4) 点呼等による健康管理の実施
- (5) 運転者の疲労に配慮した走行計画の策定、走行時間の管理

(参考) 関連情報

1 ミルクロード等における冬期対策関連（国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所、熊本県発表）（同事務所ホームページ）

- (1) (別添1) ミルクロードの冬期対策を開始（9月21日付け）

http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/newsttopics_files/k160921_02.pdf

- (2) (別添2) ミルクロードの冬期対策を推進（10月14日付け）

http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/newsttopics_files/k161014_01.pdf

2 交通労働災害防止対策関連（厚生労働省ホームページ）

- (1) (別添3) 交通労働災害を防止するために（リーフレット）

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyoku_anzeneiseibu/0000102734.pdf

- (2) (別添4) 交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/dl/130912-01-all.pdf>

- (3) (別添5) 年末に向けた労働災害防止の取組みについて（お願

い) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei40/>